

経営者のための法律相談Q&A その42

契約書の勘所

1 契約書の勘所

取引をするにあたり契約書を作成することの重要性は言うまでもありませんが、その中身をきちんとチェックし、契約内容を正確に理解していなければ思わぬ落とし穴にまっけてしまうこともあります。

とはいえ、ときには何十頁にも及ぶ契約書の隅々を満遍なくチェックすることが難しいこともあろうかと思えます。

そこで、今回は契約書に記載されている条項のうち、特に注意を要する点をご紹介します。

2 表題

まず契約書を交わすにあたり、最初に確認するのが表題です。これから締結する契約の内容が端的に表示されているでしょうか。後述する契約目的を踏まえた表題を用いることもあります。

3 契約の目的

契約目的は必ずしも契約書に記載されているものではありません。

ただ、記載されている場合には契約書上明確にされていない不測の事態が生じた時などに、具体的な契約目的から遡って当事者双方の合理的な契約内容を推認するという方法で解決の拠り所となることがあります。

したがって、契約目的が自分たちの望む形となっているかの確認が必要です。

4 権利義務の内容

契約内容において最も重要な核となる部分です。誰が誰に対して何を要求する権利があるのか、或いは応じる義務があるのかが明確にされているかを確認しましょう。

特に権利義務の対象物についての特定には注意が必要です。

例えば、売買契約であれば対象物であるモノの製品番号や形状などで具体的かつ明確な特定がなされているかを確認します。また、請負契約のような仕事の完成を目的とする契約の場合には、完成物自体がこの世に存在しないため、仕様などが詳細

に特定されているかを確認しておかないと、いざ完成という時点で思いもよらない結果になる恐れもあります。

5 条件、期限

権利義務内容に問題がないとしても、これで一安心とはいきません。権利義務の発生に条件や期限が付いている場合、その条件や期限をしつかりと確認しなければなりません。内容によっては、こちらが望んでいた形での要求ができなくなることもあるので注意が必要です。

例えば、分割払いの合意書を作成したのはいいけれど、期限の利益喪失約款（債務者が約束どおり返済期日に返済をしなかったような場合に、残りの債務全額を一括払いで支払うよう請求することができる旨の特約）が付いていない場合、約束した返済期日に返済がないとしても最終の弁済日が到来するまで全額の請求をすることができないことになってしまうため注意を要します。

6 解除、損害賠償

権利義務が果たされなかったときのペナルティや契約の解消の条件にも注意しましょう。トラブルが発生

したときに早期に契約を解消できるような内容になっているか、相手方の落ち度で契約の履行がなされない場合に損害賠償や違約金を請求できるようにになっているか、などを確認してみてください。

7 終わりに

これまで述べたポイント以外にも、契約書に定めていない場合の解決方法や、紛争が生じた場合の解決方法、契約当事者欄の記載などにも注意を払う必要があります。

以上のような確認作業を試してみたけれど、契約書の内容に疑義がある場合や不明瞭な部分がある場合には是非ハンコを押す前に法律家への相談をお勧めします。

（本稿担当）中岡 正薫



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-10015

東広島市西条栄町10番27号栄町ビル5階

☎ 49317100 ☎ 49317101